

課税除外とされる短期所有に係る土地（面積1,000平方メートル未満のもの）の譲渡に係る対価の額等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表三(六)

平十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産等の明細	土地の譲渡の内容	1	措法第63条第3項第7号 <sub>イ</sub> 該当 措法第68条の69第3項第7号 <sub>イ</sub> 該当	措法第63条第3項第7号 <sub>イ</sub> 該当 措法第68条の69第3項第7号 <sub>イ</sub> 該当	措法第63条第3項第7号 <sub>イ</sub> 該当 措法第68条の69第3項第7号 <sub>イ</sub> 該当	
	土地の取得年月日	2	平・・	平・・	平・・	
	土地の所在地	3				
	土地の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	土地の譲渡年月日	5	平・・	平・・	平・・	
	土地の譲渡対価の額	6		円	円	
	1平方メートル当たり譲渡対価の額 $\left(\frac{6}{4}\right)$	7				
参考に した 土地 の 売 買 事 例	公は 示 標 価 準 格 価 又 格	8	基準地又は標準地の 所在地			
		9	同上の1平方メートル 当たり価格	円	円	
	近 傍 類 地	土地の種類	10			
		土地の所在地	11			
		土地の面積	12	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	の 売 買 事 例	取引年月日	13	平・・	平・・	平・・
		許可、届出、確認又は 申出の区分	14			
当該土地の譲渡対価 の額		15		円	円	
1平方メートル当たり 譲渡対価の額 $\left(\frac{15}{12}\right)$		16				
譲渡価格が適 正であること の説明	17					
備 考						

## 別表三（六）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第63条第3項第7号（課税除外とされる短期所有に係る土地の譲渡）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の69第3項第7号（課税除外とされる短期所有に係る土地の譲渡）の規定の適用を受ける場合（土地の譲渡に係る面積が1,000平方メートル未満のものに係る場合に限ります。）に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「土地の譲渡の内容1」は、その譲渡に係る土地が措置法第63条第3項第7号のイ若しくはロ又は第68条の69第3項第7号イ若しくはロのいずれに該当するものであるかに応じ、それぞれ「イ」又は「ロ」を○で囲んで表示します。

3 「公示価格又は標準価格」の各欄は、その譲渡に係る土地又はその近隣土地の公示価格（地価公示法第8条（不動産鑑定士等の土地についての鑑定評価の準則）に規定する価格をいいます。）又は標準価格（国土利用計画法施行令第9条（基準地の標準価格）に規定する価格をいいます。）がある場合に、その公示価格又は標準価格に係る標準地又は基準地の所在地及び1平方メートル当たりの価格を記載します。

4 「近傍類地の売買事例」の各欄は、次により記載します。

(1) 各欄は、その譲渡に係る土地の近隣に所在する土地の売買で、都道府県知事の許可を受けたもの等、

措置法令第38条の5第10項各号又は第39条の98第10項各号に掲げる場合に該当するものがあるときに記載します。

(2) 「土地の種類10」には、宅地、田畑、原野、山林等の土地の種類を記載します。

(3) 「許可、届出、確認又は申出の区分14」は、その土地の譲渡が措置法令第38条の5第10項各号又は第39条の98第10項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、別表三(五)の「予定対価の額等の区分（許可、届出、確認、申出）」欄の記載要領に準じて記載します。

5 「譲渡価格が適正であることの説明17」は「9」又は「16」の金額に比し「7」の金額が、その土地の価格として適正であることの理由を詳細に記載します。

なお、適正価格の判定につき措置法通達63(5)－14又は68の69(5)－15の取扱いを適用した場合には、その旨及び適正価格の算定根基を記載してください。

また、適正であることの理由を証する書類がある場合には、その書類を添付してください。

6 この明細書には、その土地の譲渡が措置法第63条第3項第7号又は第68条の69第3項第7号に掲げる土地の譲渡に該当することを証明するための書類として措置法規則第22条第1項第7号又は第22条の63第1項第7号（課税除外とされる土地の譲渡であることの証明書類等）に掲げる主務官庁の発行する証明書類を添付する必要があります。